

2026 年 9 月 29 日

会員各位

一般社団法人 日本赤十字看護学会
選挙管理委員長 田中孝美

一般社団法人 日本赤十字看護学会 評議員選挙告示

一般社団法人 日本赤十字看護学会の評議員選挙を、定款第 17 条、定款施行細則、評議員選出規程に基づき、実施いたします。評議員の任期は 4 年です。

I 評議員選挙

1. 選挙人および被選挙人

- 1) 選挙人は、2026 年度の会費を 2026 年 8 月 31 日までに完納している正会員とする。
- 2) 被選挙人は、1) の正会員のうち、2026 年 8 月 31 日に入会年度を含めて 3 年以上経過している者とする（2024 年度末までに入会承認を得た方が該当する）。
* 一般社団法人 日本赤十字看護学会として初めての選挙となるため、現在、任意団体としての評議員 2 期めを務めている方も、評議員選挙の被選挙権を有します。

2. 選挙の実施方法

- 1) 選挙は選挙区分（地区区分）別（表 1）および所属先区分別（表 2）に行う。
- 2) 選挙区分（地区区分）は、正会員が指定した郵送物送付先の住所により定める。
- 3) 所属先区分は、正会員により登録された所属によって、臨床、教育の区分を定める。
- 4) 各選挙区分（地区区分）の正会員数から評議員数を算出し、所属先区分別割合をもつて、所属先区分別に配分して選出する。
- 5) 選出する評議員数は、定款第 16 条、定款細則第 6 条に基づき、2026 年 8 月 31 日の正会員名簿を基準として、選挙の選挙区分（地区区分）および所属先区分ごとに算出し、理事会で決定する。

表 1 選挙区分（地区区分）

区分名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東部	東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野
中部	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

表2 所属先区分

区分名	具体例
臨床	医療施設、福祉施設、行政機関、福祉事務所等
教育	看護師養成課程（大学・短大・専門学校）、研究施設等

- 6) 投票期間 2026 年 10 月 29 日（木）～2026 年 11 月 18 日（水）当日消印有
 7) 開票 2026 年 11 月 29 日（日）10 時より
 8) 投票用紙送付先 〒150-0012 東京都渋谷区広尾 4-1-3 日本赤十字看護大学内
 一般社団法人 日本赤十字看護学会 選挙管理委員会
 9) 投票方法 郵送法により、次のア～エのとおり行う。

- ア 投票は無記名とし、選挙区分（地区区分）および所属先区分ごと算出された数の評議員を選出する。
 イ 投票用紙の被選挙人名簿に記載されている名前を用いる。
 ウ 投票用紙は本委員会所定のもの（選挙人連絡先に送付するもの）を用い、かつ同封の封筒を用いて郵送するものとする。内封筒は無記名、外封筒は住所、氏名を記入することとする。
 エ 以下は無効となる。
- ・ 正規の投票用紙及び封筒を用いていないもの
 - ・ 外封筒に住所・氏名のないもの
 - ・ 投票締切り翌日以降の消印のもの
 - ・ 投票用紙に他事記入のあるもの
 - ・ 定数を越えた記入のあるもの

3. 当選人の決定

- 1) 選挙区分（地区区分）別・所属先区分別に、有効投票数の最多数を得た者から当選人とし、評議員候補次点者は3名とする。
- 2) 同数の有効投票を得た者については、評議員選出規程第7条に基づき、選挙管理委員が抽選により決定する。
- 3) 選挙管理委員会は評議員候補者および評議員候補次点者として選出された者に対し、その旨を通知し、評議員就任・次点者の諾否を問う。
- 4) 承諾の得られた評議員候補者および次点者の名簿を理事会に提出する。

以上